

令和2年斜里町議会定例会 9月定例会議 会議録（第1号）

令和2年9月8日（火曜日）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会議日程について
- 日程第 3 議長諸般報告について
- 日程第 4 町政報告について
- 日程第 5 認定第1号 令和元年度斜里町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第2号 令和元年度斜里町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第3号 令和元年度斜里町国立公園内森林保全事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第4号 令和元年度斜里町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第5号 令和元年度斜里町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第6号 令和元年度斜里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第7号 令和元年度斜里町病院事業会計決算認定について
- 日程第12 認定第8号 令和元年度斜里町水道事業会計決算認定について

◎出席議員（13名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 今井千春議員 | 2番 小暮千秋議員 |
| 3番 久野聖一議員 | 4番 山内浩彰議員 |
| 5番 佐々木健佑議員 | 6番 木村耕一郎議員 |
| 7番 櫻井あけみ議員 | 8番 宮内知英議員 |
| 9番 久保耕一郎議員 | 10番 若木雅美議員 |
| 11番 海道徹議員 | 12番 須田修一郎議員 |
| 13番 金盛典夫議員 | |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

馬場 隆 町 長

北	雅	裕	副町長
岡	田	秀明	教育長
小	林	鋼一	代表監査委員
増	田	泰	総務部長
高	橋	佳宏	民生部長
塚	田	勝昭	産業部長
芝	尾	賢司	国保病院事務部長
馬	場	龍哉	教育部長
伊	藤	菜穂子	会計管理者
松	井	卓哉	企画総務課長
鹿	野	能準	財政課長
鳥	居	康人	総務部参事
平	田	和司	住民生活課長
玉	置	創司	保健福祉課長
鹿	野	美生子	こども支援課長
河	井	謙	商工観光課長
荒	木	敏則	建設課長
榎	本	竜二	水道課長
武	山	和史	国保病院事務次長
菊	池	勲	生涯学習課長
村	上	隆広	博物館長
大	野	信也	図書館長
村	上	和志	選挙管理委員会・公平委員会事務局長、監査委員書記

◎議会事務局職員

茂	木	公	司	事務局長
竹	川	彰	哲	議事係長
鶴	卷	美	奈	書記

午前10時00分再開

◇ 再開 ◇

●金盛議長 おはようございます。令和2年斜里町議会定例会を再開するにあたりご快諾いただき、ありがとうございます。

◇ 町民憲章朗唱 ◇

- 金盛議長 開議に先だち、町民憲章の朗唱を行います。
- 茂木事務局長 一つ、元気で働き、みんなで豊かなまちをつくりましょう。
- 一つ、きまりを守り、みんなで明るいまちをつくりましょう。
- 一つ、親切をつくし、みんなで平和なまちをつくりましょう。
- 一つ、自然を愛し、みんなで美しいまちをつくりましょう。
- 一つ、文化を高め、みんなで楽しいまちをつくりましょう。

◇ 開議宣告 ◇

●金盛議長 ここで皆さまにお願いを申し上げます。3月定例会議以降、新型コロナウイルスの感染リスクを抱えながら議会運営を進めておりますが、国の緊急事態宣言解除後においても、依然として感染症は収束されず、本定例会議も引き続き、感染防止対策に務めなければならない状態にあります。

また、議場の改修工事に伴い、狭い場所での開催となっておりますことから、感染リスクの軽減や拡大防止の観点から、議場内での傍聴については、自粛をお願いしながら、別室にてモニターを通じての傍聴会場を設けております。

議員各位および説明員においても、提案説明の簡略化、説明員の分散対応のほか、明瞭簡潔な質疑応答に努めるなど、取り組みへのご協力をお願い申し上げます。

ただ今から、令和2年斜里町議会定例会9月定例会議を再開いたします。直ちに本日の会議を開きます。

◇ 会議録署名議員の指名 ◇

●金盛議長 日程第1、会議録署名議員の指名について、を議題といたします。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により久保議員、若木議員を指名いたします。

◇ 会議日程 ◇

- 金盛議長 日程第2、会議日程について、を議題といたします。議会運営委員会から報告を求めます。議会運営委員会佐々木委員長。
- 佐々木議会運営委員会委員長 9月定例会議の運営について、本日9月8日に、議会運

営委員会を開催し協議した結果、今、定例会議の期間中に決算審査調査特別委員会を開催する予定であることや、一般質問のほか、決算認定案 8 件、一般議案 4 件、補正予算案 7 件、人事案件 2 件などが予定されており、これらを勘案した結果、今、定例会議の日程は、本日 9 月 8 日から 25 日までの 18 日間とすべきとしたので、ご報告いたします。

●金盛議長 ただ今、議会運営委員会佐々木委員長から報告のとおり、9 月定例会議の日程については、本日 9 月 8 日から 25 日までの 18 日間にするごといたします。

◇ 議長諸般報告 ◇

●金盛議長 日程第 3、議長諸般報告をいたします。令和 2 年 7 月臨時会議以降の主な事項については、お手元にお配りしている議長諸般報告書のとおりご報告申し上げます。

◇ 町政報告 ◇

●金盛議長 日程第 4、町政報告は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、お手元の町政報告書および町政報告概要の配布をもって、読み上げを省略いたします。

午前 10 時 35 分

◇ 認定第 1 号～8 号 ◇

●金盛議長 日程第 5、認定第 1 号、令和元年度斜里町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 12、認定第 8 号、令和元年度斜里町水道事業会計決算認定について、までの 8 件を一括議題といたします。

決算認定につきましては、日程第 5、認定第 1 号、令和元年度斜里町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 10、認定第 6 号、令和元年度斜里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、までの説明を先に受け、そのあと監査報告を受けます。

次に、日程第 11、認定第 7 号、令和元年度斜里町病院事業会計決算認定についてと、日程第 12、認定第 8 号、令和元年度斜里町水道事業会計決算認定について、の説明および監査報告を受けます。

質疑につきましては、一般会計および各特別会計の合わせて 6 件と、各企業会計 2 件との、二つに分けて進めてまいります。

なお、これから説明を受けるわけではありますが、内容説明については簡潔明瞭をお願いいたします。

また、説明の終了後、全ての会計について質疑を受けますが、議場の配席の都合上、全ての説明員が入場しておらず、質疑の内容によっては、説明までに時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承くださいと思います。

はじめに、日程第 5、認定第 1 号、令和元年度斜里町一般会計歳入歳出決算認定につい

てから、日程第10、認定第6号、令和元年度斜里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、までの6件についての説明を求めます。伊藤会計管理者。

●伊藤会計管理者（認定第1号～6号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 説明が終わりましたので、監査委員から監査報告を求めます。小林代表監査委員。

●小林代表監査委員（監査報告 記載省略）

●金盛議長 次に、日程第11、認定第7号、令和元年度斜里町病院事業会計決算認定についてと、日程第12、認定第8号、令和元年度斜里町水道事業会計決算認定について、の2件について説明を受けます。まず、認定第7号の説明は、武山病院事務次長。

●武山病院事務次長（認定第7号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 次に、認定第8号の説明は、榎本水道課長。

●榎本水道課長（認定第8号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 説明が終わったところで、休憩といたします。再開を11時25分といたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時25分

●金盛議長 休憩を解き、会議を開きます。監査委員から、監査報告を求めます。小林代表監査委員。

●小林代表監査委員（監査報告 記載省略）

◇ 認定第1号～6号質疑 ◇

●金盛議長 内容説明が終わりました。はじめに、認定第1号、令和元年度斜里町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第6号、令和元年度斜里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、までの質疑を受けます。ご質疑ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 決算に関する説明の中で、滞納徴収に関して質問させていただきます。事前調査の中で委員会と同じ質問が出されていたかもしれませんが、一部欠席していましたので確認させていただきます。

監査委員の報告にもありましたように、滞納額が一度減ってから再び増加傾向にあると思います。微増ですが全体的に増えている中では、こうした要因や過年度分の徴収は、これまでの決算の報告の中でも業務的には大変という報告をいただいています。毎年のように少しずつ増えていく状態の要因はどの辺りにあるのか。滞納の種類が難しくなっている、あるいは法的根拠で徴収する部分がなかなか当てはまらなくなっているのか。体制の問題なのか、その辺はどのように捉えているのか伺います。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 微増傾向がここ最近は続いています。これについては、以前、収納対策室を設置して集中的に取り組んだ時期がありました。その後一定の改善がみられたことから、その後は通常体制に戻して対応しているところです。その中で人員体制を含めて課では積極的な取り組みはしているものの、なかなか人員体制や時間的なことも含めて残念ながら横ばい傾向ではありますが、結果的には微増という状況になっています。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 人員体制を含めて、おそらく業務的な量は、今まで徴収してきた部分で集中的な取り組みの結果を伺いまして大変とは思いますが、今の横ばいというのは、過年度分が蓄積されて更に膨らんでいくのが、前回、非常に膨れ上がった要因の一つでもあったと報告もありました。過年度分に対しての徴収にあたって、法律に基づき公平かつ公正に事務手続きをやらなければならないとされています。現状の人員体制が少ないのか、あるいはそれに見合う以上の仕事量になっているのか。全体的な徴収の量的なバランスの中でどのように判断されているのか伺います。

●金盛議長 総務部長。

●増田総務部長 先ほど人員体制と申しましたが、その数的なものよりも、全般的に言えることですが、職員の世代交代が役場でも全ての課において進んでいます。その中で、経験者が全体としては少なくなっていることもあり、その辺りは課で独自に勉強会を開いたり、若手の職員にもいろいろな意味での知識、経験はなかなか積めないもので、そういう部分のノウハウを伝授するような取り組みを積極的に行っています。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 そういった形で若い人たちや新しく業務にあたる方へのノウハウの継承はされていると理解できます。しかし、全体的に職員配置が何年かに一度変わっています。そういった形でいうと、それを原課の中で捉えるだけではなく、全体でそういった研修などはこれからも進めていくべきと思いますが、その辺の見方としてはどうでしょうか。

新しく覚えた方が2年か3年してベテランになっていくのはどれくらいなのか理解できませんが、そういう職員体制を取っているからそういうことができると捉えていいのか、それとも庁舎全体でこの課題に対して取り組むようなノウハウの研修をすべきとお考えでしょうか。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 職員がこの間、経験を積んだ職員がかなり退職していく中で、若返りしています。そういう中で、特に税の部門では専門的な知識も必要で、総務部長が申したように今年から課内でOJTで、時間外の部分も含めて特に研修の機会を設けて先輩から、また自分たちでも他の研修の機会から得たものを全体のものとして知識を蓄えていくようなことをやっています。議員がおっしゃったとおり、当該職場だけでやれば良いというものではないと思っています。

また、若返りの傾向は全職場にあるので、全体の研修計画をもっていろいろな派遣をしています。これらの成果を全体化するような取り組みを税務課に倣って他の職場もやっていくことが必要です。また短期間では人事の交流というか人事を動かしていくのは、確かに継続的な部分がなかなか受け継がれない面は出てくるかもしれませんが、全体の力量を上げるためには、定期的に人事で動かしていく視点が必要だと思います。長い職員に頼り切ると、硬直化すると思いますので、そこも含めて対応しなければならないと思っているところです。

●金盛議長 他、ありませんか。宮内議員。

●宮内議員 民生費で伺います。現在、在宅介護や介護保険サービスに関わる施設として、小規模多機能施設のえみあるや新たな特養施設が設置されています。それが休止している状況にあると予備調査の中で伺いました。そのことによって介護サービスの給付に支障をもたらしていないか懸念がありますが、いかがでしょうか。

●金盛議長 高橋民生部長。

●高橋民生部長 町内には小規模多機能の部分で2カ所事業所があります。今、1カ所の事業所で休止ではないですが、20床に対して空床があります。在宅サービスについて支障があるのではないかとこの部分は、要介護度になってから総合事業を勧めてデイサービス、グループホームもしくは小規模多機能、その介護の状態によってそれぞれ使われるサービスがあります。そういう部分では、適正なサービスを受ける待機をしている方に対してサービスができないことは、全体を広く見れば支障が生じてきているという認識です。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 せっかく作った施設が十分に稼働しないために支障が生じていることだと思います。どのようなことが原因でそういう状態になっているのでしょうか。

●金盛議長 民生部長。

●高橋民生部長 満床での稼働を進めることができない理由として、介護職員の人材が不足していると報告を受けているところです。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 人材が確保できないということですが、事前の予備調査、予備審査で施設の委託先との協定書を拝見しました。協定書というか契約書に準じるものを拝見しましたが、施設の受託者は介護保険サービスの提供に努めなければならないという項目があります。受託者はその協定書、いわば契約書に違反している状態にあるのではないかと考えられますが、その点についてはいかがでしょうか。

●金盛議長 民生部長。

●高橋民生部長 冒頭に委託という言葉があったかと思いますが、委託の形態ではありません。サービスの提供に努めるというのは、どの介護事業所についても介護計画に基づきながら運営をしていただく部分で町と各事業所、もしくは介事連を通じて協議をさせてい

ただいているところです。

介護のニーズが多い少ない、そこに対する人員配置で早急に対応できる事業所、できない事業所が生じている中で、町としても町民や事業者の方からサービスを使いたいという部分については、事業所にもお伝えしているところです。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 委託ではないのなら何なのかを答えていただきたいと思います。いずれにしても契約相手の事業所が、その契約に違反している状態にあるのではないかと聞いているわけです。

●金盛議長 民生部長。

●高橋民生部長 違反という捉え方が異なるかもしれませんが、町としてはサービスを求めている方を、小規模多機能ですと在宅サービスになるのでケアマネージャーを通じて利用調整を図る部分です。契約を結んだ後、事業所が適正なサービスを提供しないということであれば、それは介護サービスを提供する事業所の責めになると捉えています。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 契約の2条の1項に甲乙の表現になっていますが、サービスの提供に努めなければならないという表現があります。その条項に違反した状態に現在あるのではないかと聞いている。

●金盛議長 民生部長。

●高橋民生部長 小規模多機能、サテライトの特養などでサービスに努めなければならない、町のほうも早くに満床にしていきたい部分ではありますが、今受け入れができない状況の一面を捉えて、議員の言葉をお借りすれば違反をしているというまでの認識ではないです。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 実態についてもう少し伺います。サービスの提供が行われていない期間と施設はどのような実態にありますか。

●金盛議長 民生部長。

●高橋民生部長 今、町のほうでサービス提供が滞っている部分は、特別養護老人ホームで運営しているショートステイのサービス。こちらは、議会で町政報告も何度かさせていただいていますが、昨年1月か2月と理解しています。そのサービスについてもショートステイ10床に対して通常の特養のサービス利用で、病院や長期入院をする空床のベッドも活用しながらショートステイということで数カ月運営していました。

サービスが止まっている部分では特別養護老人ホーム、サテライトの特別養護老人ホームで合わせて約20床が稼働していないと聞いています。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 ショートステイと特養の機能を合わせて20床が、昨年1月か2月から止

まっている。これは長期間サービスの提供がなされていないということではないですか。それが契約書の第2条に違反している状態にあるのではないかと聞いています。サービスの提供に努めなければならないという契約内容に違反した状態にあるのではないかとということ。

●金盛議長 民生部長。

●高橋民生部長 繰り返しになりますが、事業所としては努めていないということではないと理解しています。人材不足は介護の業界だけではなく、あらゆる業界で不足しています。特に特別養護老人ホームでは、泊りの部分の他の介護サービスを提供する事業所にも増して勤務条件はそれなりの方を集めなければいけないと聞いています。

協定書について、当然、最善を尽くしていただきながら町も建物の建設など助成をしています。そういう中で、今、人員が確保できないイコール違反というまでの認識は持ち得ていません。精いっぱい事業所としても努力されている中で執行しているところです。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 部長が答弁されたように、介護現場では人員不足の状況がいろいろな事業所で生じていることは全国的にも指摘されています。そのことは認識していないわけではないです。しかし、1人、2人という単位ではなく、合計数十人の単位で離職することによって人員不足が生じている実態があるのではないですか。

●金盛議長 民生部長。

●高橋民生部長 協定書という言葉を使用しましたが、正しくは基本合意書で、施設を開設するにあたって町と事業所で取り交わしたものです。離職をする部分で質問がありましたが、介護の世界で開設にあたっては配置基準があり、例えば配置基準を満たさなければサービス提供を一部縮小しなければいけない。やすらぎの苑、介護事業所については、ユニットケアです。昔のやすらぎの苑のように多床室ではないので、どうしてもケアをする部分で死角が生じる。死角の中で事故が起きないように配置基準も通常の配置基準以上に手厚く配置をしながら運営されていると聞いています。そういう点では、夜勤も含めたシフト管理の部分で全ての受け入れをできる状況にはないのが現状と思います。

こういう介護業界では、離職率は他の業界よりも高いと聞いています。ただ、町も各事業所の状況を踏まえながら人材確保の部分で支援をしています。また、各事業所においても危機意識を持ってあたっていただいていると考えています。

●金盛議長 宮内議員。

●宮内議員 斜里町に限らず介護や高齢者福祉の実施にあたっては、地域包括ケアシステムを全体として、国保病院も含めて構築しようという取り組みがなされています。予備審査の中でも申し上げましたが、国保病院では理学療法士のスタッフを充実させて介護予防や介護サービスの提供に努める取り組みをしています。民生部が国保病院の取り組みに対して非常に期待を持っているという話をしたところ、病院はそういう期待を持っているこ

とは大変ありがたいという答弁を事務部長がされていました。しかし、一方では介護サービスにおけるいろいろな施設、介護サービスの量や仕組みが十分に回転しないと病院の取り組み自体が行き詰まりを起こしてスムーズな業務の展開に支障をきたすおそれがあるというお話も伺いました。

地域包括ケアシステムの構築の中で、介護サービスのこういった小規模多機能施設が十分に機能していない状態は、国保病院の業務に対してどのような影響を及ぼすことが懸念されているのでしょうか。

●金盛議長 病院事務部長。

●芝尾国保病院事務部長 地域包括ケアシステムの関係、リハビリスタッフの関係等々のご質問と思います。先日もお話をさせていただいたとおり、国保病院に対してぼと等との連携は欠かせないと考えています。一方で、リハビリスタッフを充実させたことによって高齢者福祉サービスなどへの支援は、今の時点ではメインにさせていただいていますが、将来的には副産物になってくると考えます。あくまでも昨年4月に充実させたリハビリ職員、技師の方々は、将来的な当院の地域包括ケア病床を設置するために設置基準上必要と becoming 人材です。

今後、地域包括ケアシステムを構築していくためには、医療、介護、福祉との連携は欠かせない事項と思っています。そういったことから本年4月から国保病院においても地域連携室を設置し、さらなる連携強化に努めてまいりたいと考えているところです。

併せて、ショートステイ等が受け入れられなくなったことで、病院で一部レスパイト入院の形で患者さんの受け入れをしています。これは現在、病床等も常にいっぱいという状況ではないので、そういったところで受け入れをしています。将来的に地域包括ケア病床等を導入した時には、そういった患者さんも当院の受け入れ患者像に入ってくるのではないかと理解しています。

もっと進んでいった時には、現在の療養病床の病棟再編の計画では持っていませんが、将来的な療養病床の在り方とも連携してくる事項と考えています。

●金盛議長 他、ありませんか。若木議員。

●若木議員 宮内議員の質問に続きますが、先ほどの基本合意書で、定員増に係る基本合意書も交わされています。人材確保については、部長から受けている側のほうで人材に課題があるとおっしゃっていました。この基本合意書の中では、人材確保については行政も甲は乙との共同の責任において人材の確保に努めると書かれています。この部分については、その認識でおられるので、どのようなことを昨年1年間で具体的に取られてきたのか考えを教えてください。

●金盛議長 高橋民生部長。

●高橋民生部長 合意書については、えみあるの開設の合意書と思います。これは、今まで特別養護老人ホームが60床で、入所の待機者が多いことから20床を追加することで、

えみあるの開設にあたって取り交わした合意書かと思います。施設の開設にあたって人材確保の部分で町も3カ年にわたって支援をすることで議会の承認も得て予算をつけていただき、運営されている斜里福社会へ個別に支援してきたところです。

満床の部分でサテライトのえみあるも通常稼働している中で、今度は合意書の役割は町として一定の部分を務めたということで、その後は介事連を通してそれぞれの介護事業所共通の初任者研修や資格取得の受講料の助成などで全体的に努めてきたという経過です。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 当初、施設を建てた時の人材確保で、基本合意書の中の人材確保の役割を終えているというお考えはわかりました。現状での人材確保の支援については、さまざまな働く方々の研修機会などの場を設けているというお話でした。平成30年度の決算の時もそうでしたが、場を設けても働く環境の中でなかなか時間が作れないなど、予算があっても実行できていない実態がありました。今年もそのように結果が令和元年度もあつたのではないかと思います。この点についてはどのようにお考えですか。

●金盛議長 答弁保留のまま、昼食、休憩といたします。

休憩 午後12時05分

再開 午後 1時00分

●金盛議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。保留中の若木議員への答弁から。民生部長。

●高橋民生部長 全般的には人材確保について町の取り組みをどのようにしているかと理解しているので、町のほうは、29年度に介護従事者マンパワー確保計画ということで介護事業所連絡協議会と協議を進めて計画を策定しています。そういう部分では、町としてもこれからも人材確保に努めていく考えです。

令和元年度については、介護の基礎資格である初任者研修を行い、6名の参加をみているところです。また、各事業所で実践者、管理者研修等各種資格取得に対しても町で助成をしていて、昨年度で12名。町でも介護事業の外枠ですが奨学金制度などで介護職を目指して進学される方への助成をしているなどの取り組みをしています。

初任者研修については、実際に座学、実務研修で20日間程度受講が必要で、現役世代の方が在職中に資格を取得するのがなかなか難しいというお話もありましたので、今年度は、11月から週末の土日に2月まで長期間で休みを使いながら資格を取得できるように現在計画をしている状況です。そういう部分では、各事業所で求める人材のところ、町としても基礎的な介護従事者のすそ野を広げたいという部分で今後も協力し合いながら進めてまいりたいと考えています。

●金盛議長 他、ありませんか。ないようですので、以上をもちまして、認定第1号から認定第6号までの質疑を終結いたします。

◇ 認定第7号、8号質疑 ◇

●金盛議長 次に、認定第7号、令和元年度斜里町病院事業会計決算認定についてと、認定第8号、令和元年度斜里町水道事業会計決算認定についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 病院関係で伺います。決算審査の意見書に、これまで続いている病院の改革の中では、具体的にいろいろな形で取り組まれていることと、患者サービス向上の取り組みの中で、施設や機材の更新を積極的に行っていて、病院としての在りようの事業の展開の点では、非常に努力されていると感じます。そのような中で、町長も常日頃から町の人たちの大切な病院としての位置付けとして力を入れていきたいとお話をされています。

今回の業務実績も微増ながら利用する方が増えている。入院、外来、全体的に増えていることは非常によいことと思います。町の病院として病院の存続、病院経営を安定させていく。斜里町全体の中で医療の在り方や介護との連動をさまざま取り組まれていることは評価します。

一方で、町内かどうかわかりませんが利用者が増えている、町の病院としての位置付けでは、このような形でみていくと成果が感じられるのかと思います。そういった要因の一つに昨年も委員会や決算の中でも紹介されたように、病院の取り組み、事業に関してのお便りを出している。最近では自治会の回覧板の中でも目にすることができるようになりました。周りの方々の話でもそういうことが、国保病院でいいよね、これなら国保病院で大丈夫ということがあらためてわかった方が多いのか。こういうことも実際はできる、こういう取り組みをしている、全体的にトータルに健康を診てくれることがよくわかった人が多いと伺っています。

昨年度から積極的に取り組みを始めていますが、こうしたPR効果は決算の数字でどこを見ればどれだけ取り組んだのかが見えてこないですが、決算の中で病院の広報など町民へのPR、町民と身近な存在である病院のPR、周知。町長が言う町民の病院という取り組みと見たら、そこでどれくらいの予算が掛けられているのか、今後もこういった活動は必要だと思います。大きな予算の中では微々たるものかもしれませんが、その辺はどういう位置付けで動いていくのか伺います。

●金盛議長 芝尾病院事務部長。

●芝尾国保病院事務部長 広報活動ですが、当院は町民の皆さんにもっと病院のことを知ってもらいたいという思いから、平成28年度から年4回の病院だよりの発行をしています。加えて平成29年度には病院のホームページのリニューアルをして積極的に広報活動に努めてきているところです。

当初、病院だよりは、院内にお越しになる患者さんが目にする形を取っていましたが、議員の皆さんや自治会連合会の役員さんたちのご意見をいただき、もっと町民に知っても

らうべきということで、現在、各自治会の班長さん等々のお力添えもいただきながら回覧の形で取り組みさせていただいているところです。

一方で、本年4月から当院では菊一副院長を室長とする地域連携室を設置しました。この中では、地域連携室の業務指針として住民の皆さまと医療従事者が地域医療について共に考える双方向のコミュニティデザインの場を設けることを指針の一つとして掲げています。今後も今まで以上に当院のことをPRさせていただきながら町民の皆さまに当院をかかりつけ医と思ってもらえるような取り組みを進めてまいりたいと考えています。

広報等で要している経費ですが、これは収益的収支の中の経費の中に含まれていると理解しています。具体的にいくら掛かっているかの数字は押さえていないので、これについては経費の中に含まれているとご理解いただきたいと思います。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 広報紙1枚といっても、最初に院内で配布した時にはこれほど目にすることもありませんでした。こういった細かな取り組み、医療従事者の顔が見える存在感が、私にとっても身近なものになりました。従事くださっている先生たちの思い、どこを向いて医療に携わっているのか。町の病院としてどうやって取り組んでいるのかが非常によく伝わってくる紙面と思います。

今は、自治会に入っている方しか広くは目にすることがないと思いますが、町民全体、うちの町から病院運営のために多額の経費が掛かっています。それが無駄ではない、自分たちの町の病院であり、自分たちの健康を維持してもらうため、明るく楽しく生きていくために不可欠な病院としての位置付けのありようを、町民に対しても知ってもらうことにこれからもある程度の予算を掛けていくことが、よい形での病院存続につながると思いますので、その辺はどのようにお考えでしょうか。

●金盛議長 芝尾事務部長。

●芝尾国保病院事務部長 病院だよりの作成にあたっては、当院の常勤医師をリーダーとして各部門から1人ずつ入っていただいて広報委員会を設置しています。その中で、自治会の方々への回覧にあたっていましたが、当初では、広報しやり等に折り込む形で全戸配布というご意見もあったと承知しています。それについても議論させていただきました。

現在の病院だよりはカラーで、金額までは押さえていませんがかなりのコストを掛けてやっている中で、全戸配布といった時には、例えばページ数を減らしたり印刷の質を落とすなども含めて検討しました。広報委員会の思いとしては、興味がある方々には重要な便りになるけれども、ない方にはもしかしたらごみ箱に入ってしまうかもしれない。それが果たしてよいのかどうか議論されて今の形に至っているところです。

櫻井議員のご意見のとおり、もっと町民の方々に病院を知ってもらうことは重要と考えています。当院をかかりつけ医として認めていただくという言い方がよいかわかりませんが、もっと利用していただくことが今後必要になってくると思いますので、現在は

年に2回ほど自治会連合会の役員さんと院長、副院長と看護師長、私が参加する中で意見交換をしています。地域連携室の活動になってくると思いますが、もっと広く町民の方々の意見交換等々を実施する場を設置できないかと現在検討を進めさせていただいているので、そういったことも通じてPRに努めてまいりたいと考えています。

●金盛議長 他、ありませんか。ないようですので、以上をもちまして、認定第7号から認定第8号までの質疑を終結いたします。

ここで、お諮りいたします。認定第1号から認定第8号までの各会計の決算認定については、6月26日に設置された、令和2年度決算審査調査特別委員会に付託し、審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第8号までの、各会計の決算認定については、令和2年度決算審査調査特別委員会に付託のうえ、審査することに決定いたしました。

◇ 散会宣言 ◇

●金盛議長 本日は、これをもちまして、散会といたします。ご苦労さまでした。

午後1時15分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

令和 年 月 日

斜里町議会議長

署名議員

斜里町議会議員

斜里町議会議員